

総務建設常任委員会協議会

説明資料

令和7年5月1日

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

資料

改正の概要	1
予定する改正内容	1
施行日と経過措置について	1
留意事項	1

選挙管理委員会

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

1 改正の概要

第 217 回国会（常会）において、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正がされる予定です。

法律の改正に伴い、選挙長等の報酬額が見直されることから、法律に規定する選挙の執行に従事する者の報酬額に合わせるよう、大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行う予定です。

2 予定する改正内容

選挙の執行に従事する者の報酬金額について、別表を改正する予定です。

選挙の執行に従事する者の報酬の金額について、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」（以下「選挙執行経費基準法」という。）第 14 条第 1 項に規定されている金額とするよう改めます。

これは国政選挙や県知事県議会議員選挙が執行されたときは、同法により算出された選挙の執行経費が市町村に交付される仕組みとなっているためです。

予定する改正内容（別表）

区 分	選挙執行経費基準法の額	大磯町報酬条例の額
選挙長	日額 10,800 円 ⇒ <u>12,200 円</u>	日額 10,800 円 ⇒ <u>12,200 円</u>
投票所の投票管理者	日額 12,800 円 ⇒ <u>14,500 円</u>	日額 12,800 円 ⇒ <u>14,500 円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300 円 ⇒ <u>12,800 円</u>	日額 11,300 円 ⇒ <u>12,800 円</u>
開票管理者	日額 10,800 円 ⇒ <u>12,200 円</u>	日額 10,800 円 ⇒ <u>12,200 円</u>
投票所の投票立会人	日額 10,900 円 ⇒ <u>12,400 円</u>	日額 10,900 円 ⇒ <u>12,400 円</u>
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円 ⇒ <u>10,900 円</u>	日額 9,600 円 ⇒ <u>10,900 円</u>
開票立会人	日額 8,900 円 ⇒ <u>10,100 円</u>	日額 8,900 円 ⇒ <u>10,100 円</u>
選挙立会人	日額 8,900 円 ⇒ <u>10,100 円</u>	日額 8,900 円 ⇒ <u>10,100 円</u>

3 施行日と経過措置について

公布の日からの施行とし、施行の日以後にその期日を公示又は告示される選挙から適用します。

4 留意事項

令和 7 年 4 月 24 日時点における情報のため、今後、追加等の可能性があります。